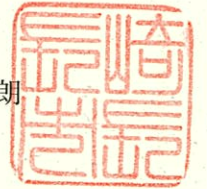


長崎市告示第 30/号

長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6年 4月 19日

長崎市長 鈴木 史 朗



長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金交付要綱（令和3年長崎市告示第501号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 民間事業者 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第7</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 民間事業者 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第7</p>

2条の4に規定する農事組合法人

オ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合

(3) [略]

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、長崎市内に事務所又は事業所を有する民間事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

(1) 次のア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 民間事業者二者以上又は民間事業者二者以上及び大学等（以下「構成員」という。）により構成されるグループで事業を実施すること。

2条の10第1項に掲げる農事組合法人

オ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項に掲げる事業を行う漁業協同組合、同法第78条に掲げる事業を行う漁業生産組合、同法第87条第1項に掲げる事業を行う漁業協同組合連合会、同法第93条第1項に掲げる事業を行う水産加工業協同組合、同法第97条第1項に掲げる事業を行う水産加工業協同組合連合会及び同法第100条の2第1項に掲げる事業を行う共済水産業協同組合連合会

(3) [略]

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、長崎市内に事務所又は事業所を有する民間事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

(1) 民間事業者二者以上又は民間事業者二者以上及び大学等（以下「構成員」という。）により構成されるグループで事業を実施すること。

[新設]

イ オープンイノベーションの活用に向けて協働する民間事業者とのマッチングを目的とした事業（以下「マッチング事業」という。）を実施すること。

(2) [略]

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業であって、補助金の交付の決定の日から規則第12条の規定による実績報告の日まで（以下「補助事業期間」という。）に実施するものとする。

(1) オープンイノベーションを活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた事業

(2) マッチング事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、補助対

[新設]

(2) [略]

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、オープンイノベーションを活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた取組で、補助金の交付の決定の日から規則第12条の規定による実績報告の日まで（以下「補助事業期間」という。）に実施した事業とする。

[新設]

[新設]

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の5分の4に相当す

象経費にそれぞれ同表中欄に掲げる補助率を乗じて得た額（この額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、同表右欄に掲げる額を上限とする。

（交付の申請）

第7条 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金交付申請書（第1号様式）を用いるものとする。

2 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を行う年度の1月末日とする。

3 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、事業計画書（第2号様式）及び収支予算（精算）書（第3号様式）とする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第4条第1号に規定する各構成員の役割、事業の実施体制その他必要事項を記載した書類

(2)～(3) [略]

5 [略]

別表第1（第5条関係）

る額とし、50万円を上限の額（この額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第7条 [新設]

規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を行う年度の1月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、事業計画書（第1号様式）及び収支予算（精算）書（第2号様式）とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 各構成員の役割、事業の実施体制その他必要事項を記載した書類

(2)～(3) [略]

4 [略]

別表（第5条関係）

[表略]

別表第2 (第6条関係)

区分	補助率	補助上限額
(1) オープンイノベーションを活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた事業であって、次のアからエまでに掲げる分野のいずれかに該当するもの	3分の2	200万円
ア デジタル、環境関連分野	5分の4	50万円
イ 海洋・ものづくり分野		
ウ 生命科学関連分野		

[表略]

[新設]

エ 交流分野		
(2) オープンイノベーションを活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた事業であって、(1)のアからエまでに掲げる分野以外の分野に該当するもの	5分の4	50万円
(3) オープンイノベーションの活用に向けて協働する民間事業者とのマッチング		

を目的とした事業			
----------	--	--	--

第2号様式を第3号様式とし、第1号様式を第2号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式 (第7条関係)

長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト
推進費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者 住 所
事業所名
代表者氏名
印

長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金交付要綱
第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度			
	申請する区分	別表第2に掲げる区分	補助率	補助上限額
申請する補助率及び 補助上限額	A	(1)	3分の2	200万円
	B	(1)	5分の4	50万円
	C	(2)、(3)	5分の4	50万円
補助事業等の目的及び内容				
補助事業等の経費所要額	円			
交付申請金額	円			
補助事業等の完了予定年月日	令和 年 月 日			
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算(精算)書 3 税の滞納が無いことの証明書(市税、事業税、消費税及び地方消費税(個人にあつては市税)) 4 補助対象者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書(法人の場合)) 5 補助対象経費が確認できる見積書等の写し 6 各構成員の役割、事業の実施体制その他必要事項を記載した書類			

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。